

報道関係者各位

令和2年3月3日

放課後児童会会員以外の児童・生徒の自宅待機が 困難なご家庭への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止、児童生徒の健康安全を守るために、令和2年3月2日より自宅 待機の対応をしております。しかし、ご家庭によっては、保護者がやむを得ない事情のため、自宅待機 が困難である場合があります。それを受け、【学校における受け入れ】及び【放課後児童会の緊急入会 措置】について、次のとおり対応いたします。

【学校の受け入れ】

対象学年

小学校全学年在籍児童、中学校特別支援学級在籍生徒

対象

保護者がやむを得ない事情のため、自宅待機が困難である児童生徒

(児童は放課後児童会会員以外)

申し受け先

各所属小学校·中学校

|受付開始日| 小学校:令和2年3月2日(月)メール配信後(毎日午後4時30分まで)

中学校:令和2年3月3日(火)学校から各家庭に連絡する。

利用開始日 小学校:令和2年3月3日(火)

※3月3日(火)は調整日と考えており、3月3日の利用がどうしても必要 な事情がある場合のみ、学校が判断し受け入れる。

中学校:令和2年3月4日(水)

利用時間

午前8時から午後3時まで(土曜、日曜、祝日、卒業式を除く)

持ち物

自習するための学習用具、弁当、水筒、上履き

利用時間、利用理由を書いた連絡帳、検温カード

その他

- ① 利用時間内での特別な時間の登下校は、送り迎えとする。
- ② 自学を中心とする。
- ③ 児童生徒、教職員に感染者が出た場合には、対応を停止する。

<問い合わせ先> 学校教育部学校教育課

担当:本間千佳子(課長) 電話:047-451-1133

【放課後児童会の入会 緊急措置】

令和2年3月1日時点において、放課後児童会に入会していない以下の御家庭への 緊急措置として、次のとおり放課後児童会の入会を受け付けます。

対象 同居の保護者が就労している以下の御家庭

①児童(1~3年生)の自宅待機が難しいフルタイム勤務相当の御家庭

②特別な支援を要する児童(1年生~6年生)を養育している御家庭

申請受付期間 令和2年3月3日(火)~

|申請時間| 午前8時30分から午後7時まで(土曜・日曜・祝日を除く)

(午後5時以降の申請の場合は要電話連絡)

申請場所 習志野市役所2階 児童育成課窓口

申請書類 入会申請書、利用時間確認書、在職証明書(後日提出可)

|利用期間| 令和2年3月3日(火)から令和2年3月31日(火)まで(日曜・祝日を除く)

|費用| 月額8,270円

(利用日数に関わらず、一律。なお、所得状況及びきょうだいの同時入会に

よる減免制度有)

|持ち物| 弁当、水筒、おやつを持参。その他児童会によって異なる。

<問い合わせ先> こども部児童育成課

担当:芹澤 佐知子(課長)

電話:047-453-7379